

## 事務連絡

平成 25 年 10 月 30 日

子牛生産者各位

J A 尾鈴子牛生産課

### 宮崎牛定義の一部見直しについて

晩秋の候、ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。  
日頃より、J A 事業にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 27 年度から一部宮崎牛の定義の見直しがございますので、お知らせ致します。

### 記

#### 1、 宮崎牛表示販売要領

##### ① 宮崎牛の表示販売対象となる牛の定義【現行】

宮崎牛として表示販売を行うことのできる牛肉は最長飼育地が宮崎県の黒毛和種で（社）日本食肉格付協会による格付において、肉質等級が 4 等級以上のもので、血統が明らかなもの（宮崎牛：地産商標登録 J A 宮崎経済連）

（一部見直し）は下線部分

##### ② 宮崎牛の表示販売対象となる牛の定義【平成 27 年から】

宮崎牛として表示販売を行うことのできる牛肉は宮崎県内で生産・肥育された血統が明確な黒毛和種で（社）日本食肉格付協会による格付において、肉質等級が 4 等級以上のもので、血統が明らかなもの（宮崎牛：地産商標登録 J A 宮崎経済連）

#### 2、 実施期間

宮崎生まれ宮崎育ち・・・・・・・・平成 27 年 4 月 1 日販売分から（枝肉出荷）

宮崎県生まれ宮崎育ち・・・・平成 29 年 4 月 1 日販売分から（枝肉出荷）  
（父方の種雄牛は宮崎県家畜改良事業団を經由したものに限り）

以上のことから、平成 29 年 4 月 1 日販売分については、肥育期間を 18 ヶ月肥育の場合から逆算すると平成 26 年 2 月からの人工授精が対象となります。（父方の種雄牛は宮崎県家畜改良事業団を經由したものに限り）